

「香川県 ICT 活用工事（舗装工） 試行要領」 Q & A

Q 1 施工者希望型による ICT 活用工事（舗装工）の対象工事になっています。
要領第2条の施工プロセスの一部の段階に ICT 施工技術の活用を考えているのですが、ICT に関する必要な経費は計上してくれますか。

A 1 施工者希望型の場合、試行要領第6条に定める、一部の段階において ICT 施工技術を活用する場合は、ICT 活用工事に該当します。実施した施工プロセスについては、積算要領に基づき、変更契約時に必要経費を計上します。

また、発注者指定型の場合は、工事発注時に ICT に関する必要な経費を計上していることから、①～⑤※全ての施工プロセスの段階で ICT 施工技術を活用する必要があります。

※①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT 建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品

Q 2 要領第4条の「その他の工事」について教えてください。

A 2 「その他の工事」は、通常工事として発注された工事でも、契約後、受注者から ICT 施工技術の活用の希望があった場合、発注者が実施内容について確認し、適否を判断するものです。

その結果、ICT 活用工事として実施する場合の手続きは、「施工者希望型」と同じです。

Q 3 要領「別表1 準用する基準等」で、どこか参考にするサイト等はないですか。

A 3 ○適用基準類の掲載箇所

・四国地方整備局 i-Construction 推進本部 HP

<https://www.skr.mlit.go.jp/kikaku/iconstruction/index.html>

○現在使用可能なソフトウェアの紹介

・オープンCADフォーマット評議会 HP

<https://ocf.or.jp/>

Q 4 要領第7条の「原則、受注者に従来手法による施工管理（二重管理）を求めない」とは、どういうことですか。

A 4 ICT（舗装工）の施工管理手法は、従前行ってきた舗装工の施工管理手法と異なり、適用する基準「土木工事施工管理基準及び規格値」も異なります。

よって、受注者が ICT（舗装工）を実施する場合は、従前行ってきた舗装工の施工管理を行わないことから、工事監督員及び工事検査員は、従前の施工管理を求めないものとし、なお表層については、面管理を実施するものとし、出来形管理のタイミン

グが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督員との協議の上、1)～5)を適用することなく、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での出来形管理を行ってもよいこととします。

ただし、竣工検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じて出来形計測を行い、⑤によって納品するものとします。表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよいこととします。

Q 5 要領第3条の対象工事が「施工面積が概ね2,000 m²以上の新設路盤工事」とありますが、維持修繕工事は対象外ということですか。

A 5 「新設路盤工事」とあるため、維持修繕工事は適用範囲外になります。

Q 6 要領第3条の対象工事が「新設路盤工事」とありますが、表層工はICT建設機械による施工の対象外ということですか。

A 6 ICT活用工事（舗装工）でICT建設機械による施工を行う工種は路盤工のみとなります。

Q 7 要領第5条（4）の経費の補正が適用されない工事はありますか。

A 7 港湾請負工事積算基準を適用している工事は、経費補正の対象外となります。

Q 8 要領第2条第3項の「施工現場の環境条件により、ICT建設機械による施工が困難」とは、具体的にどういうことですか。

A 8 山奥での作業において、衛星を常に受信しながら円滑な施工、出来形管理を行うことが困難である場合を想定しています。

Q 9 要領第6条施工者希望型のうち一部の段階においてICT施工技術を活用する2)「受注者自らが実施（内製化）」とは、具体的にどこまでの内容が認められますか。

A 9 受注者は、3次元設計データ作成を外注せず、工事に直接的かつ恒常的な雇用関係のある者により実施することとします。ただし、外部からの指導員の受入れ（費用は受注者負担）については差し支えない。

また、3次元設計データ作成については、検査対象とはなりません。